令　和　２　年　５　月

保護者　様

貝塚市立第五中学校
校　長　北野　久美子

気象警報発令時における臨時措置について

気象警報発令に伴う臨時休業措置の取り扱いにつきまして、下記のように致しますので、よろしくご理解･ご協力をお願い申し上げます。

記

①

午前７時現在、貝塚市を含む地域に**「暴風警報」または「特別警報」**が**発令**されている場合。
↓
臨時休業

②

登校後、貝塚市を含む地域に**「暴風警報」または「特別警報」**が発令された場合。
↓
天候の状況等を判断して、**下校措置**をとります。

☆　この措置は、**「暴風警報」や「特別警報」**に限られます。
「大雨警報」等が発令されても、臨時休業にはなりません。安全登校に充分ご留意願います。